

↳ 電子申告の税額控除

Q : 電子申告の税額控除は今年度で適用がなくなりますが、延長されないのでしょうか？

A : 延長されるようです。

【解説】

政府は、さきごろ住民基本台帳の公的個人認証を使わずにe-TAXができるように見直しをし、この利用率を25年度までに65%まで引き上げる「オンライン利用拡大行動計画」を発表しました。

電子申告のインフラを整備して、23年度から実施を予定していくとのこと。

ところで、個人の確定申告における電子申告は、平成19年度507万件を突破し、昨対6倍となり飛躍的な伸びを達成しました。

伸びた原因には、添付書面の省略化や税理士による代理送信による申告が簡素化されたこと、それに電子申告に伴う所得税の特別税額控除制度があります。

同制度は、平成19、20年分の所得税の申告を本人の電子署名を付して電子申告した場合には、その年の所得税額を限度額に5,000円の税額をどちらかの年度において控除することを認めるというもので、適用を受けるためには電子署名に係る電子証明書を付した申告書が必要で、税理士だけの代理署名では適用が受けられないことになっています。

この電子申告に係る所得税額の特別控除制度は、この20年分で期限切れになるのですが、電子申告普及の観点から、21年度の税制改正で延長されるようです。

